

ポリカーボネート板の使用範囲一覧表

分類		適応部位		防火・準防火地域	法22条指定地域	その他		
不燃性の物品を保管する倉庫等の屋根	ポリカーボネートプレート (DW-9054) *折板含む	スケート場、水泳場、スポーツの練習場 その他これに類する運動施設	その他これに類する運動施設 ・テニス練習場 ・ゲートボール場 ・スポーツ専用で収納可燃物がほとんどなく、見通しのよい用途	屋根	延焼のおそれのある部分以外の部分	屋根以外の主要構造部を準不燃材料とする (ポリカーボネート板の場合) 厚さ2mm以上8mm以下		
		不燃性の物品を取り扱う荷捌き場 その他これと同等以上に火災の発生の恐れのない用途	その他これらと同等以上に火災の発生の恐れのない用途 ・通路、アーケード、休憩所 ・十分に外気に開放された停留所、自動車車庫(床面積30㎡以下)、自転車置き場 ・機械製作工場				延焼のおそれのある部分	面積制限無し
		畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場および養殖場						
簡易な構造の建築物(開放的簡易建築物)	ポリカーボネートプレート (DW-9054) ポリカーボネートプレート JIS K6735認証品 〔建設省告示第1443号による〕	自動車車庫(150㎡未満)		屋根、壁	延焼のおそれのある部分以外の部分	厚さ8mm以下で、間仕切り壁を有しないもので階数1かつ3000㎡以内まで可(法84条の2、令136条9,10) ※建築物の部分にあっては、準耐火構造の壁、又は令126条の2第2項に規定する防火設備で区画する		
		スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これに類する運動施設						
		不燃性の物品の保管 その他これと同等以上に火災の発生の恐れのない用途						
		畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場および養殖場		延焼のおそれのある部分	不可			